平成２４年6月２８日

各　位

会社名　　三 菱 電 機 株 式 会 社
代表者名　執行役社長 山西 健一郎
（コード番号　６５０３ 東証第一部）
問合せ先　広報部長 諸岡 暢志
（TEL ０３－３２１８－２３３２）

ガス絶縁開閉装置に関する欧州委員会の再決定について

当社は、平成２４年６月２７日（日本時間）、欧州司法裁判所で訴訟が係属中(※)のガス絶縁開閉装置に関するＥＵ競争法違反容疑について、欧州委員会からあらためて決定通知を受領しましたのでお知らせいたします。

当社は欧州委員会から決定通知の一部を受領したばかりで、未だ内容を十分検討できておりませんが、今回の決定通知は、欧州委員会が、平成２３年７月１２日の欧州一般裁判所の判決で無効とされた課徴金の算定方法を見直した上で、あらためて発行したものであり、当社単独として７４８１万７０００ユーロ（実勢レート換算約７４億円）、および株式会社東芝との連帯責任として４６５万ユーロ（同約５億円）の課徴金を課す内容となっております。

当社は、今後、決定通知の内容を詳細に確認のうえ、対応を検討してまいります。

※：当社は、平成１９年１月に欧州委員会からガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するＥＵ競争法違反容疑に関して課徴金(当社単独として 1 億 1392 万 5000 ﾕｰﾛ、および株式会社東芝との連帯責任として 465 万ﾕｰﾛ)納付を命じる決定通知を受領しましたが、決定通知の内容は、当社の事実認識と異なる点があることから、平成１９年４月に処分の見直しを求めて欧州一般裁判所へ提訴いたしました。これに対し、平成２３年７月１２日、欧州一般裁判所から、課徴金については企業間の算定基準の違いを理由に決定を無効とする一方で、事実認識については欧州委員会の決定を支持する判決を受領したため、平成２３年９月２２日に欧州司法裁判所へ上訴し、事実認識について争っております。

以　上